

多摩川水系河川整備計画 (案) 参考資料  
(マトリックス整理)

令和7年9月24日

国土交通省 京浜河川事務所

多摩川水系河川整備計画 (案) 参考資料 (マトリックス整理)

| 各施策の主な項目          | 現状と課題（2章）   | 目標（4章）  | 実施事項（5章、6章）  |
|-------------------|---|---|--|
| 流下能力確保            | 2.2「堤防断面の不足や河道断面の不足している区間があり、計画高水流量を安全に流下させることができない状況」<br>【P15L24～L25】  | 4.1「基準地点石原において河道整備により対象とする流量を7,200m <sup>3</sup> /sとして、洪水を安全に流下させることを目的とする。」<br>【P29L22～L23】  | 5.1「現況の堤防位置や高さ等の堤防計画を踏襲して堤防整備を進捗させるとともに、河道掘削により目標流量の達成を図ることを基本とする。」<br>【P36L13～L14】  |
| 堤防強化              | 2.2「堤防等の安全性向上対策として、多摩川中上流部及び浅川において堤防防護に必要な高水敷幅が確保できていない箇所や高流速の発生により洗掘のおそれがある箇所については、高水護岸や水衝部対策が必要である。既設の堤防及び護岸の構造、質的状況等の調査結果に基づき、堤防強化が必要となる場合には侵食、越水及び地震に対する安全性向上させる必要がある。」<br>【P15L26～L29】   | 4.1「災害の発生の防止又は軽減に関しては、堤防の拡築、河道掘削及び護岸の整備等により洪水を安全に流下させる整備を推進するとともに、地震・津波対策のため、堤防・水門等の耐震・液状化対策と下流部での津波・高潮を考慮した堤防整備等を実施し、氾濫の被害をできるだけ減らすようハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた河川整備等を図る。」<br>【P28L27～L30】 | 5.1.1(2)「堤防防護に必要な高水敷幅が確保できない箇所や、高流速の発生により洗掘のおそれがある箇所において高水護岸整備や水衝部対策を行う。また、堤防等の安全性評価に関する新たな知見や検討手法を活用しつつ、緊急性、環境面等を総合的に判断して必要な対策を行う。」<br>【P40L4～L7】   |
| 高潮対策              | 2.2「気候変動に伴う海面水位の上昇や強い台風の増加により、高潮の発生頻度や規模が増加することが懸念されていることから、特に波のうちあげ高が計画堤防高を超える区間については、低減対策を早急に進める必要がある。」<br>【P16L16～L18】   | 4「高潮区間における堤防嵩上げ又は拡幅、低水路への消波工設置に当たっても、生物が身を隠せる場になるよう、護岸を空隙や凹凸を持つ構造、形態にするなど、干潟やヨシ原に生息する動植物の生息・生育・繁殖環境の場の創出を促進する。」<br>【P28L16～L18】   | 5.1.1(3)「高潮堤防の嵩上げ又は拡幅を行う。あわせて、波のうちあげ高が計画堤防高を上回る区間においては、干潟やヨシ原に生息する動植物の生息・生育・繁殖の場への影響を回避しつつ、低水路に消波工を設置する。」<br>【P41L4～L7】  |
| 超過洪水対策<br>(高規格堤防) | 2.2「下流部においては、河川の堤防が決壊すれば、低平地が浸水する事態となるなど、甚大な人的被害が発生する可能性が特に高いことから、計画規模の洪水を対象とした治水対策とあわせて、超過洪水対策として高規格堤防整備事業を実施しているところである。<br><br>令和7年（2025年）3月時点で、整備区間延長約15.3kmに対して、整備済延長約2.8km（17箇所）、事業中延長約0.2km（1箇所）となっている。」<br>【P16L19～L22】              | 4.1「人口が集中し、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間において、計画高水流量を超える流量の洪水の作用に対して耐えることができる構造とし、沿川の土地利用と一緒に水辺に親しむまちづくりが可能となる高規格堤防の整備を行う。この整備に当たっては沿川自治体等と連携を図る。」<br>【P29L30～L33】                      | 5.1.1(4) 超過洪水対策<br><br>「多摩川下流部においては、人口が集中し、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性がある。このような区間では、堤防の決壊を回避するとともに、氾濫時の貴重な避難場所ともなる高規格堤防の整備を行うこととし、事業実施中の地区については、整備を推進する。」<br>【P42L8～L10】   |
| 超過洪水対策<br>(ソフト対策) | 2.5「近年の水災害による甚大な被害を受け、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を一層進め、気候変動による影響や社会の変化等を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な「流域治水」へ転換するべきであり、防災・減災が主流となる社会を目指すことが示され、今後は、「多摩川流域協議会」を活用し、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」の取組を加速させる必要がある。」<br>【P25L14～L19】 | 4.1「応急的に避難できる場所の確保や避難路が被災するまでの時間を少しでも引き延ばす避難確保ハード対策と、円滑かつ迅速な避難の確保、的確な水防活動の促進、氾濫水の排水などの迅速な応急活動の実施、水害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進などのソフト対策を関係機関と連携して一体的・計画的に推進する。」<br>【P29L34～L37】             | 5.2.1(7) 地域における防災力の向上<br><br>「多摩川・鶴見川・相模川流域大規模氾濫減災協議会」の場の活用等により、関係自治体、公共交通事業者等と連携し、住民の避難を促すためのソフト対策として、各種タイムライン（防災行動計画）の整備とこれに基づく訓練の実施、地域住民等も参加する危険箇所の共同点検の実施、広域避難に関する仕組みづくり、マスメディアの特性を活用した情報の伝達方策の充実、防災施設の機能に関する情報提供の充実などを進めていく。」<br>【P54L12～L16】 |

多摩川水系河川整備計画 (案) 参考資料 (マトリックス整理)

| 各施策の主な項目              | 現状と課題（2章）  | 目標（4章）   | 実施事項（5章、6章）   |
|-----------------------|--|--|---|
| 超過洪水対策<br>(ソフト対策)     | <p>2.5 「<u>大規模水害発生時に浸水が長期間継続する地区</u>については、事前の備えとして、洪水時の氾濫状況に応じて想定される排水ポンプ車の作業箇所やアクセスルートなどを具体的に示した排水作業準備計画を作成しているが、その運用にあたっては関係機関（関係自治体、道路管理者、排水施設管理者）との連携が不可欠であり、課題の抽出と対応策を関係機関と共有して計画の見直しを行い改善していく必要がある。」<br/>【P24L9～L12】</p>   | <p>4「災害時における河川管理施設保全、緊急復旧、水防活動等を円滑に行う拠点及びこれにアクセスする緊急用河川敷道路等について、関係機関と調整の上、<u>洪水時のアクセスも考慮して整備を行う</u>ほか、災害復旧資材の備蓄等を進めること。」<br/>【P30L2～L5】</p>  | <p>5.2.1(7) 地域における防災力の向上<br/>「万一、堤防の決壊等の重大災害が発生した場合に備え、浸水被害の拡大を防止するための緊急的な災害復旧手法及び氾濫水の排水などの迅速な応急活動の実施に備え、氾濫後の制御・リスク分散に利用可能な既存構造物の活用や水門等の有効活用について検討し、排水作業準備計画に反映する。」<br/>【P56L3～L12】</p>   |
| 河川の適正な利用<br>(水利用)     | <p>2.3 「<u>石原地点から下流における既得水利</u>としては、農業用水として <math>1.30\text{m}^3/\text{s}</math>、工業用水として <math>3.36\text{m}^3/\text{s}</math>、水道用水として <math>2.48\text{m}^3/\text{s}</math>、その他用水として <math>1.40\text{m}^3/\text{s}</math> の合計約 <math>8.54\text{m}^3/\text{s}</math> の取水がある。</p> <p>これに対して、石原地点における過去 10 年間（平成 25 年（2013 年）～令和 4 年（2022 年））の平均渇水流量は約 <math>10.5\text{m}^3/\text{s}</math>、平均低水流量は約 <math>13.5\text{m}^3/\text{s}</math> である。」<br/>【P18L22～L25】</p> | <p>4.2 「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、流域自治体、関係機関が一体となって取り組んできた「<u>水流実態解明プロジェクト</u>」を通じて、多摩川の水流として有すべき水量とその変動及び水質などについて明らかにしてきた。」<br/>【P31L2～L4】</p>   | <p>5.1.2 「<u>水流実態解明プロジェクト</u>」で関係機関や地域住民と連携して取り組んできた雨水浸透対策や森林・緑地保全対策等の適正な流量を確保するための施策については、流域の治水・水環境・水循環を一体的に管理する<u>流域総合水管理の取組の一環として引き続き推進する。</u><br/>【P44L19～L22】</p> <p>5.2.2 「河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努める。また、<u>水利権の更新</u>時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行う。」<br/>【P58L25～L26】</p>  |
| 流水の正常な機能の維持<br>(正常流量) | <p>2.3 「<u>多摩川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持</u>に当たっては、動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持等を考慮して定める維持流量、および水利流量から成る流量を低水管理上の目標として定めたうえで、既存貯留施設の有効活用や、関係機関と連携した広域的かつ合理的な水利用等の取り組みなどの方策により、その確保を図っていく必要がある。</p> <p>また、中上流部から下流部においては、河川流量に占める下水処理水の割合が高い現状を踏まえると、東京都の将来の水需要と、それに伴う多摩川に還流される下水処理水量の動向を注視していく必要がある。」<br/>【P18L26～P19L4】</p>   | <p>4.2 「<u>令和 5 年（2023 年）3 月の多摩川水系河川整備基本方針の変更</u>において、<u>石原地点では、かんがい期は概ね <math>12\text{m}^3/\text{s}</math>、その他の期間は概ね <math>10\text{m}^3/\text{s}</math></u> を流水の正常な機能を維持するため必要な流量として設定しており、本計画においては、これらの流量を確保するよう努める。</p> <p>なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。また、流入する下水処理水が多くを占める多摩川の流量特性等を踏まえ、東京都の水需要や下水処理水量の動向等を注視するとともに、必要に応じ変更する必要がある。」<br/>【P31L5～L13】</p> | <p>5.1.2 「<u>河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持</u>に関しては、引き続き、<u>水利用の実態把握</u>とそれに基づく必要な調整を進めるとともに、既存の水利用についても河川維持流量を含めた<u>水利用の合理化</u>を関係者の協力を得つつ推進する。また、治水対策や河川環境の保全・創出に当たっては、例えばワンド・たまりを保全する等、河道内の貯留機能についても留意して整備を行う。「<u>水流実態解明プロジェクト</u>」で関係機関や地域住民と連携して取り組んできた雨水浸透対策や森林・緑地保全対策等の適正な流量を確保するための施策についても、流域の治水・水環境・水循環を一体的に管理する<u>流域総合水管理の取組の一環として引き続き推進する。</u>」<br/>【P44L16～L22】</p> <p>5.2.2 「<u>流水の正常な機能を維持</u>については、必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量、取水量を監視する。」<br/>【P58L27～L28】</p> |

多摩川水系河川整備計画 (案) 参考資料 (マトリックス整理)

| 各施策の主な項目                | 現状と課題（2章）  | 目標（4章）   | 実施事項（5章、6章）  |
|-------------------------|--|--|--|
| 動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出    | <p>2.4(2) 「多摩川では、平成 13 年（2001 年）3 月の河川整備計画策定以降、生態系保持空間では、人の立ち入りを極力制限することで貴重な生態系を保持できるものと考えてきたが、近年においては当該空間における外来植物の増加や河原植物の減少、干渉への土砂堆積に伴う塩沼湿地群落の減少等の環境の劣化が発生している。」<br/>【P19L18～L21】</p>  | <p>4.3 「<u>動植物</u>の多様な生息・生育・繁殖の場の保全・創出については、現況を十分把握した上で、現状の自然環境を保全することはもちろんのこと、<u>外来種の定着による生物多様性の低下を抑制し、更なる多摩川らしい自然環境を創出すること</u>により、生物多様性をより高めていくことを目指す。」<br/>【P31L24～L27】</p>   | <p>5.1.3(2) 「多摩川らしい豊かな動植物の生息・生育・繁殖の場を保全・創出するため、以下のような定量目標（評価原点は全て平成 27 年（2015 年）頃とする）を設定したうえで、河道掘削等の河川整備を推進する。」<br/>【P45L16～L18】</p> <p>5.2.3(2) 「<u>動植物の生息・生育・繁殖環境の場の創出の目標達成に向けた進捗確認に当たっては、従来の河川管理者によるモニタリング手法等を効果的に組み合わせるとともに、関係機関や市民団体等と連携して状況把握を行う。創出した場の質についても、各分野の学識経験者によるアドバイザーに意見を伺いながらモニタリングを実施する。</u>」<br/>【P59L6～L10】</p>   |
| 人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出 | <p>2.4(3) 「人と河川との豊かな触れ合い活動の場に関しては、平成 15 年度から 5 回に亘って実施してきている、市民と共に河川空間の親しみやすさや快適性などを評価する「川の通信簿」において、<u>水辺へのアクセスのより一層の向上や、樹木繁茂による河川景観への影響改善への意見</u>が出ている。</p> <p>以上から、人と河川との豊かな触れ合い活動を通して、河川環境やそれに影響を与える河川周辺の様々な自然的、社会的状況への理解が深まるよう、「<u>水辺の楽校</u>」等の自然体験学習の取組とも連動させながら、教育的な観点、福祉的な観点などを融合した施設及び場の整備を行っていく必要がある。</p> <p>また、<u>沿川自治体からは、河川とまちづくりのより一體的な整備</u>についての期待が寄せられており、こうしたニーズを踏まえた<u>水辺空間の拠点や、その拠点へのアクセス通路、散策路等の整備</u>を推進していく必要がある。」<br/>【P22L8～L16】</p> | <p>4.3 「人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出については、<u>多摩川の水辺ならではの風景や清々しさ、歴史的・文化的資源や行事・催事など、多摩川や地域の特徴を生かして水辺空間の拠点、アクセス通路、散策路等の整備を推進する。</u>その際には、沿川地方公共団体が立案する地域計画等との整合を図り、<u>活動の背景となっている良好な景観や自然環境の保全を考慮し、環境学習などの教育的な観点並びに調査活動およびユニバーサルデザインに配慮する。</u>」<br/>【P32L17～L21】</p> | <p>5.1.3(3) 「さらには、散策、スポーツ利用、川を基軸とした地域交流が特に盛んである河川空間においては、自然と共生した人と河川との豊かな触れ合いの一層の促進に向けて、関係機関との連携のもとで、<u>水辺空間の拠点やアクセス路、散策路等の整備</u>を行う。」<br/>【P48L16～L18】</p> <p>5.2.3(7) 「多摩川を利用する人々が快適に河川を利用できるよう設置された「岸辺の散策路」、「川の一里塚」等については、多摩川における河川作用等を踏まえ、将来にわたってその環境が維持されるよう、<u>自治体、市民団体等と連携し、適正に維持管理</u>を行う。また、多摩川の自然環境や水辺を利用した総合学習の支援を行うため、<u>その活動の背景となっている自然環境や景観などの河川環境自体の保全</u>を図りつつ、<u>自然環境を活かした人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全</u>を図る。」<br/>【P60L8～L12】</p> |
| 良好な景観の保全・創出             | <p>2.4(4) 「多摩川は、<u>河川空間と沿川市街地、さらにはそこでの活動等</u>から構成される良好な景観が形成されている場でもあり、<u>多摩川八景</u>や<u>多摩川 50 景</u>として指定されている。しかしながら、社会経済の発展に伴う市街化の進展などにより、これらの景観が損なわれる状況も見られ、<u>いかに良好な景観を保全・創出し、また将来に継承していくか</u>が重要な課題となっている。」<br/>【P22L19～L23】</p>   | <p>4.3 「<u>多摩川らしい河川景観の保全・創出</u>を<u>地域住民、関係機関等</u>と一体となり、<u>自然環境</u>が有する多様な機能を積極的に活用して、<u>地域における魅力の向上や防災・減災等の多様な効果を得よう</u>とする「<u>グリーンインフラ</u>」により治水と環境の調和、地域振興の実現の貢献に努める。」<br/>【P31L33～L35】</p>   | <p>5.2.3(5) 「<u>多摩川らしい良好な景観の保全</u>については、そのほとんどが秩父多摩甲斐国立公園区域である<u>上流部の渓谷美</u>、<u>多摩川を代表する中下流部及び中上流部の砂礫河原</u>が広がる景観、<u>下流部の都市景観</u>と調和した<u>水辺景観</u>、<u>河口干渉の景観の保全</u>を図るとともに、<u>沿川の景観と一体化した多摩川八景、多摩川 50 景</u>など、<u>多摩川らしい風景の保全</u>を図る。」<br/>【P59L24～L27】</p>   |

多摩川水系河川整備計画 (案) 参考資料 (マトリックス整理)

| 各施策の主な項目       | 現状と課題（2章）  | 目標（4章）  | 実施事項（5章、6章）   |
|----------------|--|---|---|
| 水質             | <p>2.4(1)「多摩川及び支川浅川等の水質は、直近ではBOD(75%値)の環境基準値を達成している（表-2-6）。現状の課題として、多摩川では、下水処理水が河川水の約半分を占めており、河川水の水温が高くなることによる外来種の増加や雨天時の汚濁負荷の一時的な増加などの影響が懸念されており、さらなる良好な水環境の形成には、下水道事業者等の関係機関と連携した水質改善に取り組んでいく必要がある。」<br/>【P19L8～L11】</p>                 | <p>4.3 「多摩川においては、流域の都市化に伴い水質悪化をはじめ河川環境に対して大きな負荷を与えてきた中で、関係者による総合的な取組が奏功した結果、現在の河川環境が再生された歴史を踏まえつつ、引き続き、多摩川らしい自然環境の保全・創出に資する施策及び人と河川との豊かな触れ合い活動の場を保全・創出するための対策を適切に講じる。</p> <p>良好な水質を保全するために地域住民や関係機関と連携を図り、情報共有を行いながらモニタリングを継続し、その保全に努める。」<br/>【P31L27～L30、P32L23～L24】</p> | <p>5.1.3(3)「水環境関連対策については、多摩川が有すべき水量とその変動及び水質等の水流の実態を把握するよう努める一方、人と河川との豊かな触れ合い活動の場を保全・創出できる多摩川を目指して、必要に応じて良好な水量とその変動及び水質（底質を含む）の実現を目指した検討を行う。」<br/>【P45L10～L12】</p> <p>5.2.3(1)「流水機能については、現況の流水機能を維持するために河川管理施設だけでなく許可工作物等も含めた既存の施設等を積極的に活用して適切な水量と水質（底質を含む）の確保とその保全を目指す。</p> <p>また、地域住民や関係機関と連携し、良好な水質を保全するため、水質の状況を把握するとともに、水質の普及啓発活動を兼ねた水生生物調査等を実施する。」<br/>【P58L38～P59L3】</p> |
| 許可工作物          | <p>2.5「橋梁や樋門・樋管等の許可工作物に関しては、現行の技術的な基準に適合していないものや、老朽化が進んでいるもの等がある。洪水時においても機能が発揮できるよう、施設管理者と合同での定期的な確認等により施設の管理状況について把握し、必要に応じて対策を求める必要がある。また、超過洪水時に機能に支障が生じる可能性のある施設については、超過洪水時にも機能が発揮できるような対策について、必要に応じて対策を求める必要がある。」<br/>【P23L23～L27】</p> | <p>4「堰・床止め等の河川横断工作物については、引き続き上下流における河床縦断形、河床変動、動植物の生息・生育・繁殖の場等への影響を確認しつつ、必要な対策を講じる。」<br/>【P28L18～L20】</p>   | <p>5.2.1(4)「橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、老朽化の進行等により機能や洪水時等の操作に支障が生じるおそれがあるため、施設管理者と合同で定期的に履行状況の確認を行うことにより、施設の管理状況及び施設に影響を及ぼすような河床の変化や兆候等を把握する。</p> <p>なお、超過洪水時に機能に支障が生じる可能性のある施設については、超過洪水時にも機能が発揮できるよう、必要に応じて、対策を求める。」<br/>【P52L12～P53L6】</p>  |
| 河床安定化対策        | <p>2.2「浅川では、土丹の露出に加えて、河道断面積・川幅に余裕が無く急勾配であり、洪水時の河道内の濁筋の変動が著しく、高流速が発生するため、これまで実施してきた「特殊防護区間」における護岸の整備等の対策も踏まえて強固な堤防整備を検討する。」<br/>【P16L34～P17L1】</p>  | <p>4「浅川は、河床が急勾配で土丹層が露出した場合に側方侵食や局所洗掘による構造物の被災の危険性が増大する特徴があることに留意し、技術的な課題を着実に解決するとともに、指定区間管理者を含めた関係者と連携して整備を進めいく。」<br/>【P29L12～L14】</p>  | <p>5.1「多摩川中上流部や支川浅川では、河床付近に土丹の露出している箇所が見られるため、これを考慮した河床変動調査による将来河床の予測や侵食、剥離、水跳ね等を考慮した河床安定対策等を検討し、適切な対処を行う。」<br/>【P36L18～L19】</p>  |
| 土砂管理<br>(河床変動) | <p>2.1「この洪水で明らかとなった大規模洪水時に生じる土砂移動に伴う河床変動の発生機構や応答の関連性を理解したうえで河川整備に活かしていくことが重要である。」<br/>【P15L8～L10】</p> <p>2.3「大規模な工作物改築を行った区間については、継続的に洪水流下や土砂動態等のモニタリングを行い、必要に応じて河道掘削を行うなど順応的に管理を行う必要がある。」<br/>【P15L36～L38】</p>                            | <p>4「洪水や河川整備による土砂動態の応答や土丹の侵食速度や強度などの応答や、それらが河川環境に与える影響など、「水」と「土砂」のつながりに着目した河道の変化をモニタリングにより適切に把握するとともに、研究機関と連携して河川管理に必要となる調査・研究を適切に実施する。また、河川管理施設機能を十分に発揮させるため、必要なメンテナンスを実施する。」<br/>【P29L3～L6】</p>   | <p>6.2「堰等の横断工作物については、「水」と「土砂」のつながりへの影響を継続的にモニタリングした上で、河川環境や河川管理への著しい影響が生じている場合や、温室効果ガス排出の削減につながる再生可能エネルギーの活用等の新たな利活用により水の恵みの最大化が期待できる場合は、当該施設の設置者と課題を共有したうえで、施設運用の工夫等について協働する。」<br/>【P61L34～L37】</p>  |